

「葛飾区基本構想」（素案）に対する
区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

1 実施期間

令和2年12月7日（月）～令和3年1月5日（火）

2 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所（6か所）、区民サービスコーナー（4か所）、
図書館（地域図書館6か所、地区図書館5か所）、健康プラザかつしか、
男女平等推進センター、政策企画課 計25か所

また、区ホームページにも掲載し、閲覧できるようにした。

3 提出された意見

意見提出者 9人、意見数25件

4 提出された意見の内訳

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 第2章（基本構想の理念）について | 1件 |
| (2) 第4章（基本的な方向性）について | 15件 |
| (3) 第5章（基本構想を実現するために）について | 6件 |
| (4) その他 | 3件 |

5 提出された意見と区の考え方

別紙のとおり

6 実施結果の公表

3月下旬頃、区ホームページに掲載する予定

「葛飾区基本構想」(素案)の区民意見提出手続(パブリック・コメント手続)により提出された意見に対する区の考え方(案)

【取扱いの凡例】 ◎:葛飾区基本構想(案)に意見を反映する、○:葛飾区基本構想(素案)に入っている、

△:葛飾区基本構想に基づき策定する葛飾区基本計画、その他の計画の策定・推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	第2章 3 協働によるまちづくり	多様な主体が協働してまちづくりを進めるという理念に賛成する。この理念実現のために「本区は多様な主体によるまちづくり活動を支援します」という姿勢を示してほしい。	△	<p>本区ではこれまで事業者や活動団体との協働の取組を全庁的に推進するため、協働推進本部を設置し、庁内連携を図りながら、様々な取組を推進してきました。</p> <p>現在策定を進めている葛飾区基本計画の中でも、多様な主体が協働してまちづくりを進めていくための支援について記載しており、今後も地域の活動が持続的に発展していくよう取り組んでまいります。</p>
2	第4章 1(1)いつまでも安全に暮らし続けられるまち	自然災害の際の連絡体制や避難所運営に課題が多い。各地域ごとに防災避難所があるとよい。既存公共施設を災害に対応させ、「たまり場カフェ」のように子ども食堂等の多目的利用できるものが望みたい。	□	<p>本区では、災害時に避難が必要になった場合は、基本的にはお近くの小・中学校に開設される避難所(77か所)に避難していただくこととしております。このほか、状況に応じて福祉避難所(70か所)や都立学校(10校)などの第2順位避難所に加え、地区センターなどの公共施設(18か所)についても、一時避難場所として開設いたします。</p> <p>災害時には、今ある公共施設を活用し、区民の皆様に安全に、安心して避難していただけるように引き続き努めてまいります。</p>

【取扱いの凡例】 ◎:葛飾区基本構想(案)に意見を反映する、○:葛飾区基本構想(素案)に入っている、
△:葛飾区基本構想に基づき策定する葛飾区基本計画、その他の計画の策定・推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
3	第4章 1 (1) いつまでも安全に暮らし続けられるまち	<p>冒頭説明文2行目に「『自分の身は自分で守る』という意識の下、自助・共助・公助の取組を進めて…」とあるが、自助・共助という考えが進められ過ぎて新型コロナで困窮した人までも助けを求められないでいるように思う。自己責任論を強めるようなメッセージは取り消して頂きたい。</p> <p>また説明文の後の項目別記述の最後に、以下の項目を付け加えていただきたい。</p> <p>○健康的で文化的最低限度の生活を営むことはすべての人に保障されるべき権利であり、いかなる状況下にあっても本区は多様な主体と協働し、その権利擁護に取組む。</p>	□	<p>本区では、自然災害や犯罪、事故、感染症拡大等の危機に際して、区民の生命と財産を守るために、「自分の身は自分で守る」という意識の下、自助・共助・公助の取組を進めていくことが不可欠であると考えており、その趣旨を基本構想(素案)に表記しています。</p> <p>また、基本構想(素案)第4章の基本的な方向性1(2)の中で、「生活に困窮する区民が、自らの能力を十分に活用しながら生活の安定と向上を図れるよう支援し、自立した生活を送れるまちをつくります」と掲げており、今後も支援が必要な方へ支援を行い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めてまいります。</p>
4	第4章 2(1)安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち	<p>「子どもを見守り、支える」とあり、大人の目線として欠かせないことだが、一方で「子どものために」という大人の思いだけでは時として大人の勝手な事情が優先され子どもの最善の利益が確保されないことがある。</p> <p>地域に暮らす一員となるためには、子どもたちが主体的に関わりができることが保証されなくてはならない。「子どもたちが心豊かにたくましく成長する」というあいまいな表現でなく、子どもの最善の利益を掲げる「子どもの権利条約」を記述してほしい。</p>	△	<p>児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の考え方を踏まえ、基本構想(素案)第4章の基本的な方向性2(1)の中で、「子どもの最善の利益」について表記しています。</p> <p>青少年が地域活動に参画し、地域に暮らす一員として健全に成長できるまちをつくるため、各種事業の運営に当たっては、子どもにとって最善の利益となるよう、また、子どもたちが主体的に関わることができるよう最大限配慮してまいります。</p>
5	第4章 2(1)安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち	学校と子ども食堂、地域の連携を強めてほしい。困り事を抱えた家庭を、学校だけでなく、地域全体の多面的な支援で支えてほしい。	△	<p>地域全体で家庭や子どもを見守り、支えるまちをつくるには、庁内の連携はもとより、関係行政機関や民間団体も含めた地域全体で支えていくことが大切であると考えております。</p> <p>ご意見は、子ども・若者を地域全体で支える子育て支援ネットワークを構築する際に生かしてまいります。</p>

【取扱いの凡例】 ◎:葛飾区基本構想(案)に意見を反映する、○:葛飾区基本構想(素案)に入っている、
△:葛飾区基本構想に基づき策定する葛飾区基本計画、その他の計画の策定・推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
6	第4章 2(1)安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち	世帯の収入にかかわらず、保育料を免除してほしい。全世帯を免除することで葛飾区で子育てをしたいと考える人が増えると思う。	□	保育料については、子ども・子育て支援法等により、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めることとされています。そのため、本区では、お子さんの年齢や世帯の住民税額に応じた金額をご負担いただいております。 保育所の運営経費は、この保育料と国・都・区の公費でまかなっており、法の趣旨からも、また、今後、保育環境の充実を図っていく観点からも、世帯の収入にかかわらず保育料を無償化することは、困難であると考えております。 なお、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」の実施に伴い、3歳児クラス以降の児童の保育料については、無償化されています。
7	第4章 2(1)安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち	虐待や貧困を抱える家庭を取り残すことなく、全ての子どもたちが「葛飾で生まれてきて良かった」と体感できるような故郷を目指してもらいたい。	△	様々な事情を抱える子ども・若者・家庭にも支援が届くよう、相談・支援を行うとともに、地域を取り巻く関係機関と協力し、積極的にアプローチできる体制を強化するなど、地域全体で家庭や子どもを見守り、支えるまちをづくりを進めてまいります。
8	第4章 2(1)安心して子どもを生み、育てられ、子どもが元気に成長できるまち	「子どもを育てる親への支援」の視点が見受けられない。「妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援」は、子どもに対してなのか、親に対してなのかはつきりしない。	○	基本構想(素案)第4章の基本的な方向性2(1)の中で、地域全体で家庭や子どもを見守り、支え合いながら、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまちをつくることとし、妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援を行うとともに、多様な保育需要に合わせた質の高い保育サービスを提供することで、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に育つまちをつくることとしております。 「妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援」は、その親に対する支援であり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めてまいります。

【取扱いの凡例】 ◎:葛飾区基本構想(案)に意見を反映する、○:葛飾区基本構想(素案)に入っている、
△:葛飾区基本構想に基づき策定する葛飾区基本計画、その他の計画の策定・推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
9	第4章 2(1)安心して子どもを生み、育てられ、子どもが元気に成長できるまち	<p>親への支援が重要でありながら実際には手薄である。孤独な子育てや貧困、過剰な子育て情報等、昔とは異なる子育ての悩みを抱える人は多く、子どもの発達に遅れや偏りがあればなおさらであり、親同士が悩みを分かち合い学び合い支え合い「親育ち」できる場が必要である。</p> <p>就学後の親への支援がないため、民間を含めた地域の資源を活用し、「親に対する切れ目ない子育て支援」を願いたい。</p>	△	<p>基本構想(素案)第4章の基本的な方向性2(1)の中で、誰もが安心して子どもを産み育てられるまちをつくるため、妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援を行う方向性を示しています。</p> <p>本区といたしましても、子どもが将来健やかに自立した生活を送るために、家庭、家族の問題を解決して行くことが重要であると考えており、子ども自身や家族から寄せられる相談に対してお話を伺い、適切な支援につなげています。</p> <p>今後も、関係機関とも協力しながら、地域全体で家庭や子どもを見守り、支え合える環境づくりを進めてまいります。</p>
10	第4章 2(1)安心して子どもを生み、育てられ、子どもが元気に成長できるまち	<p>発達に課題のある子どもに対しての記載はあるが、その親の困難への具体的な支援の提示はないように見える。こうした親は将来への不安や孤独を抱え、更に親のこうした状態は子どもの成長発達にも大きな影響を及ぼす。</p> <p>子どもへの支援が増加する一方で親の支援は手薄であり、子どもの相談支援専門員に親の支援まで求めるのは疑問である。こうした親同士が交流し合えるコミュニティが必要であり、「子育てひろば」のような居場所が必要である。</p>	△	<p>基本構想(素案)第4章の基本的な方向性2(1)の中で、誰もが安心して子どもを産み育てられるまちをつくるため、妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援を行う方向性を示しています。</p> <p>本区といたしましても、発達に課題のある子どもの保護者(親)の支援を進めることが重要であると考えており、発達に関する相談をする保護者の様々な思いや葛藤に対する専門職による支援を行うとともに、子ども発達センターではペアレントメンター(養成講習を受けた発達に課題のある児童の親)による支援なども進めています。</p> <p>今後もこうした支援の更なる充実を図りながら、発達に課題のある子どもの保護者の支援を進めてまいります。</p>

【取扱いの凡例】 ◎:葛飾区基本構想(案)に意見を反映する、○:葛飾区基本構想(素案)に入っている、

△:葛飾区基本構想に基づき策定する葛飾区基本計画、その他の計画の策定・推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
11	第4章 2(1)安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち (2)夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち	子どもは「見守られる」「育てられる」「教育を受ける」立場として、受動的に捉えられている。国連子どもの権利条約の精神に則り、子どもを自らの権利実現の主体と捉え、まちづくりにも子どもの声を反映させていく姿勢が必要だと思うが、「子どもの権利」「子どもの最善の利益」という文言が一言もない。	○	<p>子どもの権利条約の考え方を踏まえ、基本構想(素案)第4章の基本的な方向性2(1)の中で、「子どもの最善の利益」について表記しています。</p> <p>子どもの最善の利益の確保のためには、地域全体で子どもを見守ることなどが重要であると考えております。今後も、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指して施策を推進し、様々な活動を通して子どもの権利を尊重してまいります。</p> <p>なお、子どもを「育てられる」は、「(親が)育てることができる」という意味で使用しており、受動的に捉えているものではありません。今後も、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが必要であると考えております。</p>
12	第4章 2(2)夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち	「経済的な困難を有する子どもの将来の進路選択の幅を広げられるよう支援し」には賛成するが「将来の進路選択」だけの問題ではなく、家庭の経済力や養育能力の格差によって不利益を被っている子どもの育ちを、多様な主体と協働してサポートする姿勢を示してほしい。	△	<p>基本構想(素案)第4章の基本的な方向性2(1)の中で、「子どもを守り、子どもの最善の利益を確保できるように、また、困難を抱える子ども・若者に支援が届くように、地域全体で家庭や子どもを見守り、支えるまちをつくります」と掲げています。</p> <p>この方針の実現に向け、今後も保育所や母子生活支援施設等関係機関の協力を得て、経済的な困難を有する家庭等の自立生活支援や就労支援などを行い、子どもの健やかな育ちを支援してまいります。</p>
13	第4章 2(2)夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち	学区ごとに学習支援の場の設置をしてほしい。学校の学習だけでは理解が得にくい児童生徒が家庭の収入にかかわらず学習することができる環境を整備してほしい。	△	<p>平成27年度から区立中学校を開催場所として、基礎学力の定着に課題のある生徒に対し学習支援を実施しています。</p> <p>今後も、各学校において、児童・生徒が学習の理解や定着を図ることができるよう、タブレット端末を活用して、一人一人に応じた教材への取組を指導するとともに、放課後等には学習センター(学校図書館)を活用し、児童・生徒の自学自習を推進してまいります。</p>

【取扱いの凡例】 ◎:葛飾区基本構想(案)に意見を反映する、○:葛飾区基本構想(素案)に入っている、
△:葛飾区基本構想に基づき策定する葛飾区基本計画、その他の計画の策定・推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
14	第4章 2(2)夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち	「子どもの権利条約」に関して保育士、幼稚園・小中学校の教職員だけでなく子どもや保護者が学べる機会の確保をお願いしたい。	△	<p>子どもの権利条約を子どもや保護者に周知することは非常に大切だと考えております。</p> <p>現在、小中学校のPTAブロック別研修会や家庭教育応援制度などを地域教育課で実施し、地域や家庭等における学習機会を支援しています。</p> <p>今後も、子どもの権利条約の啓発や、子ども達も参加する形式で学習会や研修会を実施する区民の取組を支援してまいります。</p>
15	第4章 3(2)自然にやさしく、美しい都市環境を創造するまち	「ゼロエミッションかつしか」を踏まえると公共施設の省エネや緑化推進等のあらゆる手段を区民協働で実施すべき。 また災害時のエネルギー源は自然エネルギーで確保してほしい。	△	<p>「ゼロエミッションかつしか」の達成に向けて、クリーンなエネルギーの利用促進や省エネルギーの取組、緑化推進など、様々な取組を区・区民・事業者が一体となって推進していくよう基本構想に基づき策定を進めている葛飾区基本計画、葛飾区環境基本計画等に位置付け、事業を実施していきます。</p> <p>また、本区では公共施設において太陽光発電システムと蓄電池を設置することで再生可能エネルギーの利用促進を図ると同時に、災害時のエネルギー源の確保を進めています。今後も、より効果的な方法などを検討し、取り組んでまいります。</p>
16	第4章 5 先進技術を最大限に活用し、洗練された質の高い生活を送れるまち	テレワークへの対応等、デジタル化を推進してほしい。	△	<p>現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、テレワークや非対面・非接触型サービスをはじめ、社会の様々な分野でデジタル技術の活用が急速に進んでいます。</p> <p>本区においても、テレワークの試行や手続のオンライン化などを進めておりますが、今後より積極的にデジタル技術の活用を進め、区民サービスの向上や内部管理業務の効率化に取り組んでまいります。</p>
17	第5章 1 協働の推進	協働を進めるために、具体的なデータなどを公開してほしい。	△	<p>区民や活動団体などの連携を一層深め、協働を推進していくため、区の取組や地域で行われている活動など地域の魅力を高めていく取組について、SNS等を活用して効果的に発信し、情報を共有する環境を整備してまいります。</p> <p>また、行政データを二次利用できる形式で公開するなどオープンデータの取組を推進してまいります。</p>

【取扱いの凡例】 ◎:葛飾区基本構想(案)に意見を反映する、○:葛飾区基本構想(素案)に入っている、
△:葛飾区基本構想に基づき策定する葛飾区基本計画、その他の計画の策定・推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
18	第5章 1 協働の推進	生まれてから高齢になるまで葛飾区で安心していきき過ごすためには、是非市民の力を生かしてほしい。 子ども・母子・障害者・高齢者と分けられた施設ではなく、多様な人が集い、ケアされるだけでなく自分の力を生かせるような居場所が必要。公的な援助も得ながら市民が運営できるそんな場が立石駅高架下にできたら良いと思う。	△	様々な地域課題に柔軟に対応し、今後も地域社会が持続的に発展していくためには、基本構想(素案)に掲げる「協働によるまちづくり」の理念の下、地域に集う様々な区民や活動団体などが協働してまちづくりに取り組んでいくことが大切であると考えております。そのため、地域における協働の取組を促進するため、様々な支援を行ってまいります。 また、公共施設につきましても社会経済状況や区民ニーズを的確にとらえながら、その時代の要請や地域の実情に応じたサービスを提供できるよう、効果的・効率的に整備していくことが大切であると考えています。 高架下用地の活用につきましては、地域や利用者の皆様にとってより良いものとなるよう、今後の工事進捗に合わせて、東京都や京成電鉄と協議を進めてまいります。
19	第5章 2 効果的・効率的な行政運営の推進	行政評価制度を活用し、効果・改善が見込まれない既存事業は大胆な削減が必要。廃止勧告する部署や制度を考えるべき。	□	本区では、区民サービスの質の向上や効率的な区政運営の推進に向け、事業の見直し・再構築することを目的として行政評価を実施しています。 改善が見込めない事業や新たなニーズに対応する必要がある事業については、本区の経営改革本部で検討し、廃止・転換も含めて見直しを進めています。 今後も、行政評価制度を積極的に活用し、基本構想の実現のために効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいります。
20	第5章 2 効果的・効率的な行政運営の推進	安易な業務委託を行うのではなく、職員の能力を高めて外部に委託せずに事業遂行できるようにすべき。	□	本区では、「民間事業者にできることは民間に任せていく」ことを基本スタンスとして、「官」と「民」の双方の利点を最大限に發揮しながら、区民サービスの向上を図ってきたところです。 引き続き、民間事業者を積極的に活用しつつ、職員の能力向上にも努めることで、より効果的でサービスレベルの高い行政運営を進めてまいります。

【取扱いの凡例】 ◎:葛飾区基本構想(案)に意見を反映する、○:葛飾区基本構想(素案)に入っている、
△:葛飾区基本構想に基づき策定する葛飾区基本計画、その他の計画の策定・推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
21	第5章 3 執行体制の確立と職員の能力向上	昨春の学校の休校期間、様々な事情で栄養確保が難しい子どもたちのための「学校給食の代替措置」を区に求めたが実現せず、緊急事態に対応する執行体制が確立されていないことを痛感した。 「かつしか子ども食堂・居場所づくりネットワーク」の配食やフードドライブ事業などの活動には区の「子ども若者支援活動助成」を得ているが、区としての執行体制がないままでは「協働」とは言えない。	△	本区では、これまでも新たな課題に対応するため、子ども・若者の分野においては子ども応援課を設置するなど時代に即した執行体制を構築してまいりました。また、区では地域の団体の自由で自発的な活動を尊重しながら「助成」を行っていくことも「協働」の一つの形として取組を進めております。 今後も、地域課題に応じた地域活動の支援方法を検討しながら、協働の取組を進めてまいります。
22	第5章 4 他自治体との連携	「地域の枠を超えた広域的な取組を一層進めていかなければなりません」という考え方方に賛成する。当方が携わっている配食やフードドライブ事業の利用者は、栄養確保を必要としている子どもやその家庭であり他区在住者でも利用は拒めないが、区の助成は区民対象事業が条件になっている。 第1章に記載の「基本構想の役割」「基本構想の前提」とは不整合ではないか。今後、基本構想がすべての施策の基本となるということを徹底してほしい。	△	地方自治法上では、住民が、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うものとされており、本区の様々な助成事業についても、区民を対象として実施しているものが多くございます。 新たな基本構想における「区民」は、本区に居住する者をはじめ、本区内で働き、活動する者、事業者、団体など本区に関係するものを広く含むものとしており、居住者に限らず、本区に関係する皆様と互いの信頼と尊重の下、それぞれの得意とするところを生かしながら協働によりまちづくりを進めていくものとしております。 法の趣旨を踏まえつつ、地域の枠を超えた広域的な取組が必要なものについては、他の行政機関とも連携してまいります。
23	その他	葛飾区基本構想に対して異議はないが、現実の行政が構想の理想通りに行われているかどうかが最も重要。 古い学校の建て直しが進んでいないのに区役所新築を行うことには反対。	□	本区の公共施設については、効果的・効率的な活用を図りながら、将来世代に良好かつ適正に引き継ぐため、平成29年3月に「葛飾区公共施設等経営基本方針」を定め、必要な点検や修繕、長寿命化等の取組を進めております。さらに、小・中学校については、平成31年3月の「葛飾区学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改築・改修等に取り組んでおります。 一方、総合庁舎整備事業につきましても、建物・設備の経年劣化の進行や災害対策本部としての機能、防災性能の不足などの諸課題解決に向け、引き続き検討を進めていく必要があると考えております。

【取扱いの凡例】 ◎:葛飾区基本構想(案)に意見を反映する、○:葛飾区基本構想(素案)に入っている、
△:葛飾区基本構想に基づき策定する葛飾区基本計画、その他の計画の策定・推進に当たって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
24	その他	(基本計画について)施策の体系の(事業)は令和2年度でなく令和3年度事業を記載すべき。また、継続事業と新規事業がわかるように表記すべき。	△	現在策定を進めている葛飾区基本計画における施策体系や事業については、策定委員会等でのご意見を踏まえて表記方法等を検討してまいります。
25	その他	女性や子ども・若者のパブリックコメントを求めることが重要。また身体が不自由になる高齢者当事者の意見も反映させてほしい。	△	基本構想の策定に当たっては、学識経験者や区内関係団体、公募区民で構成する「葛飾区基本構想・基本計画策定委員会」を設置し、検討しております。 区内関係団体の中には高齢者団体、障害者団体、保育園、幼稚園等の様々な団体の代表にご出席いただきつつ策定を進めており、本区といたしましても、多様な立場の方々からご意見をいただきながら区政運営を進めていくことが大切であると考えております。 パブリックコメント手続についても、より一層、様々な視点から幅広く意見を伺えるよう工夫してまいります。